

大気関係の届出・申請がオンラインでできます！

以下の法律・条令に基づく大気関係の届出・申請について、令和8年4月から電子申請サービスでの受付を開始します。

電子申請可能な届出と申請フォーム名

(1)大気汚染防止法(ばい煙関係)

- ・ばい煙発生施設 設置(使用・変更)の届出
- ・揮発性有機化合物排出施設 設置(使用・変更)の届出
- ・一般粉じん発生施設 設置(使用・変更)の届出
- ・水銀排出施設 設置(使用・変更)の届出

| 施設の設置場所(区) | フォームの名称 |
|-------------|--|
| 千種・昭和・守山・名東 | 【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出(千種区、昭全区、守山区、名東区) |
| 東・北・西・中村・中 | 【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出(東区、北区、西区、中村区、中区) |
| 瑞穂・南・緑・天白 | 【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区) |
| 熱田・中川・港 | 【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出(熱田区、中川区、港区) |

(2)大気汚染防止法(アスベスト関係)

- ・特定粉じん排出等作業 実施(変更)の届出

| 作業の場所(区) | フォームの名称 |
|-------------|---|
| 千種・昭和・守山・名東 | 【石綿(アスベスト)関係】大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 実施・変更届出(千種区、昭全区、守山区、名東区) |
| 東・北・西・中村・中 | 【石綿(アスベスト)関係】大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 実施・変更届出(東区、北区、西区、中村区、中区) |
| 瑞穂・南・緑・天白 | 【石綿(アスベスト)関係】大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 実施・変更届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区) |
| 熱田・中川・港 | 【石綿(アスベスト)関係】大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 実施・変更届出(熱田区、中川区、港区) |

(3)愛知県条例(県民の生活環境の保全等に関する条例)

- ・ばい煙発生施設 設置(使用・変更)の届出
- ・大気指定工場等 設置(使用・変更)の届出
- ・粉じん発生施設 設置(使用・変更)の届出
- ・炭化水素系物質発生施設 設置(使用・変更)の届出

| 施設の設置場所(区) | フォームの名称 |
|-------------|--|
| 千種・昭和・守山・名東 | 【大気関係】愛知県条例に基づくばい煙、粉じん、炭化水素系物質、大気指定工場等 設置・変更等届出(千種区、昭全区、守山区、名東区) |
| 東・北・西・中村・中 | 【大気関係】愛知県条例に基づくばい煙、粉じん、炭化水素系物質、大気指定工場等 設置・変更等届出(東区、北区、西区、中村区、中区) |
| 瑞穂・南・緑・天白 | 【大気関係】愛知県条例に基づくばい煙、粉じん、炭化水素系物質、大気指定工場等 設置・変更等届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区) |
| 熱田・中川・港 | 【大気関係】愛知県条例に基づくばい煙、粉じん、炭化水素系物質、大気指定工場等 設置・変更等届出(熱田区、中川区、港区) |

(4)名古屋市環境保全条例(市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例)

- ・大気規制工場 設置(変更)許可の申請、使用の届出
- ・大気規制工場 工事完了の届出

| 施設の設置場所(区) | フォームの名称 |
|-------------|---|
| 千種・昭和・守山・名東 | 【大気関係】名古屋市環境保全条例に基づく大気規制工場 設置・変更等申請、工事完了届出(千種区、昭全区、守山区、名東区) |
| 東・北・西・中村・中 | 【大気関係】名古屋市環境保全条例に基づく大気規制工場 設置・変更等申請、工事完了届出(東区、北区、西区、中村区、中区) |
| 瑞穂・南・緑・天白 | 【大気関係】名古屋市環境保全条例に基づく大気規制工場 設置・変更等申請、工事完了届出(瑞穂区、南区、緑区、天白区) |
| 熱田・中川・港 | 【大気関係】名古屋市環境保全条例に基づく大気規制工場 設置・変更等申請、工事完了届出(熱田区、中川区、港区) |

事前準備

①様式(各種届出書)をダウンロードし、届出書を作成します。

名古屋市の公式ウェブサイトからダウンロードできます。(ページID検索:1026245)

「トップページ」→「事業者向け情報」→「ごみ・環境保全(事業者)」→
「事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出」→「環境保全に関する法律・
条例等の届出書・申請書」→「大気関係の届出等」



QRコードはこちら

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/1026239/1026243/1026245.html>

届出方法（名古屋市電子申請サービス）

②名古屋市電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>）にアクセスし、手続検索後に該当の申請フォームを選択します。



QRコードはこちら



申請フォームは、公害対策課が管轄する市内 4 つの区域ごとに分かれています。届出する施設の設置場所（区）や、作業場所（区）に応じて適切な申請フォームを選択してください。

例：東区で大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届出をする場合

申請フォーム「【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出（東区、北区、西区、中村区、中区）」で該当する届出対象法令・届出内容を選択し、個別に申請してください。

③「新規登録またはログインして申請」または「アカウント登録せずにメールで申請」を選択します。その後、手順に従って必要事項を入力し、データを添付して申請してください。

※アカウント登録せずにメールで申請する場合は入力したメールアドレスに申請用の URL が記載されたメールが届きます。

※開庁日や開庁時間（8時45分から17時15分まで）の申請は申請した日の届出となります。

一方、閉庁日（土日祝日及び年末年始）や閉庁時間（17時15分から翌8時45分まで）の申請は、直後の開庁日の届出となります。

★申請フォームの操作でお困りの場合には、Graffer のウェブサイトのよくある質問（<https://graffer.jp/faq/>）をご参照ください。



【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出（東区、北区、西区、中村区、中区）

入力状況 0%

名古屋市の「【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出（東区、北区、西区、中村区、中区）」のオンライン申請ページです。

大気汚染防止法に基づいて、以下の施設を設置、使用又は変更をする場合に必要届出です。

- ・ばい煙発生施設
- ・揮発性有機化合物排出施設
- ・一般粉じん発生施設
- ・水銀排出施設

詳細につきましては、以下のページにある「大気汚染防止ハンドブック」をご覧ください。

[大気汚染防止ハンドブック](#)

工場又は事業場の所在地が以下の区の場合に、このフォームで申請をしてください。

- ・東区
- ・北区
- ・西区
- ・中村区
- ・中区

Grafferアカウントを利用する方
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

[新規登録またはログインして申請](#)

または

Grafferアカウントを利用しない方
メールアドレスの確認のみで申請ができます。一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

[アカウント登録せずにメールで申請](#)

（例）大気汚染防止法関係の申請画面

④申請後に電子申請システムより「スマート申請受付のお知らせ」がメールにて通知されます。

この通知には、申請に際しての注意事項、申請日時と申請番号などが記載されています。

電子申請では、届出書の写しが発行されませんので、この通知を保管するようにしてください。

「名古屋市【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出（東区、北区、西区、中村区、中区）」の申請を受付いたしました。以下の注意事項等を確認ください。

■開庁日の申請について
開庁日（土日祝及び年末年始）や開庁時間（17：15以降翌8：45迄）に申請された場合、届出日は、直後の開庁日となります。
ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設については、届出日から着手予定日まで、中60日空ける必要がありますのでご注意ください。
一般粉じん発生施設については、届出日から着手予定日まで2日以上空ける必要がありますのでご注意ください。

■差し戻しについて
法に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

■修正の連絡について
差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにお願いします。
届出された着手予定日までに修正されない場合には、その届出は不受理となります。届出が不受理のまま、設置すると未届出施設となりますので、ご注意ください。

■申請の種類
名古屋市【大気関係】大気汚染防止法に基づくばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀 設置・変更等届出（東区、北区、西区、中村区、中区）

■申請日時
2020-05-25 12:35:52

■申請番号
0000-0000-0000-0000000

大気汚染防止法関係申請後の通知メール例

注意事項

- 法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。この場合、届出日は再度申請した日（またはその直後の開庁日）となりますので、ご注意ください。
- 差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正や許可書等の発行をお知らせするため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにしておいてください。
- 誤って申請をしてしまった場合、申請を取り下げることが可能です。ただし、公害対策課にて申請の処理を進めている場合には、取り下げることができませんので、担当の公害対策課へご相談ください。

【問い合わせ先】

| | | |
|-------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中) | 西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階) | ☎ 052-523-4613 FAX 052-523-4634 |
| 港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港) | 港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階) | ☎ 052-651-6493 FAX 052-651-5144 |
| 南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白) | 南区前浜通3-10 (南区役所2階) | ☎ 052-823-9422 FAX 052-823-9425 |
| 名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東) | 名東区上社二丁目50 (名東区役所1階) | ☎ 052-778-3108 FAX 052-778-3110 |

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 052-972-2674 FAX 052-972-4155